

# 宮古市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

## 1.目的

宮古市では、宮古商工会議所と連携し、本市にふるさと納税をしていただいた方々に、返礼品として商品やサービスを提供しております。

安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等、効率的な運営に万全を期す必要があり、返礼品における取扱業務全般を、下記取りまとめ業者へ委託し、返礼品として商品やサービスを取扱いする事業者（以下「協力事業者」という。）を隨時募集するものです。

## 2.取りまとめ委託会社

株式会社さとふる

本社住所 東京都中央区京橋二丁目2番1号

TEL : 03-6262-7415 (代表)

## 3.募集の要件

次の全ての要件に適合していることが要件となります。

- (ア) 各種法令に沿った生産、製造、販売を行っていること。
  - (イ) 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが市内にある企業・団体または個人事業者であること。
  - (ウ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
  - (エ) 申込み時に、市税の滞納がないこと。
  - (オ) 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、インターネットに接続されたパソコンを有し、本市が業務を委託している事業者が提供するシステムを利用した受発注管理が可能であること。
  - (カ) 取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する責任を果たせるよう、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項は記載された書類を整備し、合理的と考えられる期間保存すること。
  - (キ) 上記の要件を満たす者が連携した者。
- ※ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないものとします。

## 4.募集する返礼品について

- (1) 次の全ての条件を満たしている商品等を募集します。

- (ア) 宮古市の魅力を伝えることができる商品等であること。
  - (イ) 平成31年総務省告示第179号における第5条第1項に規定する総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）のいずれか1つ以上を満たすものであること。  
なお、地場産品基準の該当状況については、最新の法令（解釈を含む。）、製造等の状況により判断します（過去に登録されていたことは判断要素にはなりません。）。
  - (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込ること。ただし、季節限定、期間限定など

の場合は、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。

- (工) 飲食物については、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものであること。
- (才) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していない商品等であること。
- (力) その他、本事業の目的にふさわしい内容であること。

## (2) 費用負担について

- (ア) 送料は、原則として本市が負担します。
- (イ) 商品の梱包に係る費用は、協力事業者の負担とします。
- (ウ) 返礼品の設置費用等が別途発生する場合は、その費用は協力事業者の負担とします。
- (工) 上記の梱包費用及び設置費用は、商品価格に含みます（商品総額で寄附額の30%を超えることはできません）。
- (才) 寄附者から、商品の品質等に関する苦情や申入れにより商品回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- (力) 代替品等による補償、交換、その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

## 5.協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税の専門インターネットサイト「さとふる」等及び宮古市と宮古商工会議所が連携して作成するふるさと納税パンフレット等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 宮古市のホームページからも「さとふる」等へのリンクを貼ります。

## 6.募集期間

隨時募集（審査後、隨時商品の入れ替え等を行います。）

※平成27年10月27日から返礼品の贈呈を始めております。

## 7.応募方法

宮古市総務部財政課へ連絡してください。後ほど、委託会社（株）さとふるよりご連絡させていただきます。

## 8.その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容につきましては、適正な管理等に万全を期すため、委託会社（株）さとふるが取りまとめ及び審査し、宮古商工会議所と協議のうえ、市が決定します。
- (2) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託会社（株）さとふるまでご連絡ください。

## 9. 損害賠償

返礼品提供事業者に、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、もしくは契約内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合、本市は当該返礼品提供事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

## 10. お問い合わせ

株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号

事業者様エントリー：03-6680-2766

Email：cs@satofull.co.jp

宮古商工会議所

宮古市保久田7番25号

TEL：0193-62-3233

FAX：0193-63-6131

宮古市総務部財政課

宮古市宮町一丁目1番30号

TEL：0193-68-9068

FAX：0193-63-9114